

1 いじめに対する基本認識

本校では、すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの教室でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたち自身が主体性をもって、いじめ防止に取り組む活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら主体的に活動に取り組むことができる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通じて、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教職員研修の充実と、いじめ相談体制の整備、及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを指導する。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の監視が届きにくい場所や場面で発生することが多い。そこで、学校・家庭・地域が一体となって全力で実態把握に努める必要がある。

- (1) 安易な判断をせず、常に子供の状況を的確に掴んでおく。
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。
- (3) 子どもの行動を注視する。
- (4) 保護者と情報の共有を図る。
- (5) 地域と日常的に連携する。

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

※「解消」については、謝罪をもってではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされること。

- 行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、事態によっては、より長期の期間を設定することもある。
- 面談等により、いじめられた子が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

5 いじめアンケート調査の実施

学期に1度（年間3回）、「いじめアンケート」を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権教育主担、保健主事、養護教諭、学級担任等を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無について確認を行う。
 - (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
 - (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。
- また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。

※重大事態への対処については、重大事態の認知後、教育委員会学校教育部生徒指導課に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメール機能や SNS 機能を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。そのため、小学校 5 年生では「ネットいじめプログラム」に取り組み、ネット上のトラブル未然防止に努める。なお、保護者に対しても、この取組の内容等について理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込んでしまうことがないように、法務省・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付の窓口など、関係機関の取組についても周知する。

ネット上の不適切な書き込み等については、さらなる被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務省・地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

(1)遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めるだけでなく、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2)いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分確保する。

(3)いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4)いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(傍観者への対応)

(5)いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は「いじめに加担する行為」であることを理解させる。

(観衆への対応)

(6)学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促させるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ改善に取り組む。

(7)教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さずに迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。